

東かがわ市条例第 13 号

東かがわ市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例

東かがわ市営若者定住促進住宅条例（平成15年東かがわ市条例第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居申請時の満年齢が40歳未満で婚姻関係にある者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）<u>又は入居申請時の満年齢が40歳未満で単身者（現に同居し、又は同居しようとする者がいない者）である者</u></p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条 若者住宅に入居できる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居申請時の満年齢が40歳未満で婚姻関係にある者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）</p> <p>(3)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。